

令和2年第3回臨時会

鋸南町議会会議録

令和2年5月15日 開会

令和2年5月15日 閉会

鋸南町議会

令和2年第3回鋸南町議会臨時会議案一覧表

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 専決処分の承認を求めることについて（鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について） |
| 議案第2号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度鋸南町一般会計補正予算（第1号）について） |
| 議案第3号 | 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第4号 | 鋸南町教育委員会委員の任命について |
| 議案第5号 | 鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について |

令和2年第3回鋸南町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
第1号（5月15日）	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
提案理由の説明	6
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
閉会の宣言	17

鋸南町告示第38号

令和2年第3回鋸南町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和2年5月11日

鋸南町長 白石 治 和

1. 期 日 令和2年5月15日（金） 午前10時
2. 場 所 鋸南町役場議場
3. 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度鋸南町一般会計補正予算（第1号）について)
 - (3) 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
 - (4) 鋸南町教育委員会委員の任命について
 - (5) 鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について

令和2年第3回鋸南町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和2年5月15日 午前10時開会

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸般の報告	
日程第4	議案第1号	専決処分の承認を求めることについて(鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
日程第5	議案第2号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度鋸南町一般会計補正予算(第1号)について)
日程第6	議案第3号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7	議案第4号	鋸南町教育委員会委員の任命について
日程第8	議案第5号	鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	笹生あすか	議員	2番	早川正也	議員
3番	竹田和明	議員	4番	大塚昇	議員
5番	青木悦子	議員	6番	笹生久男	議員
7番	渡邊信廣	議員	8番	小藤田一幸	議員
9番	鈴木辰也	議員	11番	笹生正己	議員
12番	平島孝一郎	議員			

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 白石治和 副町長 内田正司

教 育 長 富 永 安 男
税 務 住 民 課 長 加 藤 芳 博
地 域 振 興 課 長 飯 田 浩
教 育 課 長 福 原 規 生
総 務 管 理 室 長 安 田 隆 博

総 務 企 画 課 長 平 野 幸 男
保 健 福 祉 課 長 杉 田 和 信
建 設 水 道 課 長 平 嶋 隆
会 計 管 理 者 寺 本 幸 弘
監 査 委 員 柴 本 健 二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長 笹 生 矩 義

書 記 村 上 真 理

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………
〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（青木悦子）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、令和2年第3回鋸南町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

配付漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（青木悦子）

日程第1「会議録署名議員の指名」をいたします。

今臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、

4番 大塚 昇議員、8番 小藤田一幸議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（青木悦子）

日程第2「会期の決定」を行います。

この件については、去る5月11日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今臨時会の会期及び日程について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会 笹生正己委員長。

〔議会運営委員会委員長 笹生正己 登壇〕

○議会運営委員会委員長（笹生正己）

それでは、議長から報告の求めがございましたので、去る5月11日、午前10時か

ら議会運営委員会を開き、令和2年第3回鋸南町議会臨時会の会期及び日程等について審査いたしましたので、ご報告いたします。

今臨時会の会期は、本日1日とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

議案については、町長提出議案5件でございます。

この後、諸般の報告において町長から今臨時会に提出された議案に対する提案理由の説明の後、議案第1号から議案第5号まで順次上程の上、質疑、討論の後、採決をお願いしたいと思っております。

以上、非常に簡単ではありますが、議会運営委員会での協議の結果をご報告申し上げますとともに、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（青木悦子）

ただ今の議会運営委員長からの報告ですが、今臨時会の会期は本日1日とし、議案第1号から議案第5号まで順次上程の上、質疑、討論の後、採決を行うとのことでありませぬ。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（青木悦子）

日程第3「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今臨時会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は、別紙報告書で報告をしたとおりです。

今臨時会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

◎提案理由の説明

○町長（白石治和）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和2年第3回鋸南町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位には、お忙しいところご出席を賜りまして、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

本臨時会に、町長としてご提案申し上げます議案は、専決処分の承認が2件、条例の一部改正が1件、及び人事案件が2件、合わせて5議案でございます。

それぞれ議案の概要を申し上げます。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります、「鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について」、地方税法等の一部改正に伴いまして、3月31日に専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により、議会のご承認をお願いするものであります。

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、「令和2年度鋸南町一般会計補正予算（第1号）について」、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、全国一律に1人10万円を給付をする特別定額給付金事業及び、児童手当受給世帯を対象に児童1人1万円を給付をする子育て世帯への臨時特別給付金事業が実施されることに伴いまして、当該事業に係る事業費及び事務費7億6,456万4千円を5月1日に専決処分をいたしましたので、議会のご承認をお願いするものでございます。

議案第3号「固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、地方税法等の一部改正に伴う引用条項の改正であります。

議案第4号「鋸南町教育委員会委員の任命について」でございますが、本年5月23日をもって、現教育委員の山野正人氏が、任期満了となりますので、引き続き同氏を教育委員に任命いたしたく、議会のご同意をお願いするものであります。

議案第5号「鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります、本年5月17日をもって、現委員の池田博幸氏が任期満了となりますので、引き続き同氏を委員に選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げますが、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（青木悦子）

以上で、諸般の報告を終了いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第4 議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 加藤芳博 登壇〕

○税務住民課長（加藤芳博）

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。

専決処分の承認をお願いいたしますのは、「鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について」でございます。

地方税法等の一部を改正する法律及び、関係政省令が本年3月31日に公布されまして、原則、4月1日から施行されることに伴いまして、鋸南町税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、3月31日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、議会のご承認をお願いするものでございます。

改正の主なものは、所有者不明土地に係ります固定資産税の課税上の課題への対応、個人住民税におきます未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しによる改正などでございます。

その他、法律等の改正に伴い、規定の整備、あるいは元号の改正等を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

字句の整備、引用する法令等の整備等につきましては、一部説明を省略させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

改正案第1条による改正でございます。

第24条は、町県民税非課税の範囲を定める規定ですけれども、婚姻の有無による不公平、男女間の不公平を解消するため、「寡夫」を「ひとり親」に改めるものです。

第34条の2は、所得控除の規定ですけれども、第24条の改正に伴う語句の整備、引用条文の改正に伴う整備です。

3ページをお願いいたします。

第36条の3の2は、表題の用語を改め、ひとり親控除の適用を受けるにあたって、給与所得者が給与支払者を經由して町長に提出する扶養親族申告書の記載事項を不要とする改正です。

第36条の3の3は、4ページにかけてですけれども、年金受給者について、36条の3の2と同様の改正を行うものでございます。ここまでは「ひとり親控除」に係る改正ですけれども、地方税法の改正がありながら条例改正に及ばない部分で、「ひとり親控除」の額は30万円、「寡婦控除」、この寡婦は女性の方の寡婦ですけれども、500万円の所得制限が設けられております。

続いて第54条は、字句の整備と、5ページの第4項で、震災等で所有者不明となった固定資産の使用者に固定資産税を課する場合に、その旨を通知する義務を追加するものでございます。第5項では、震災等以外の事由で、所有者不明の固定資産の使用者に固定資産税を課することができる条文を追加し、以下を繰り下げるものでございます。

8ページをお願いいたします。

下段から9ページにかけての第74条の3は、登記または登録されている所有者が死亡している場合に、現所有者について課税上必要な事項を申告しなければならないとする規定を追加するものでございます。

第94条は、たばこ税の課税標準に関する規定ですけれども、軽量の葉巻たばこについて、紙巻たばこと同等な税負担となるよう但し書きを追加するもので、軽量の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算する規定を追加するものです。この課税標準につきましては段階的に引き上げるもので、本改正条例第2条において、再度改正を加える規定となっております。

第96条は、たばこ税の課税免除について、改正前は、規定の書類を提出している場合に免除するという規定ですけれども、輸出業者への売り渡し、あるいは外国と往来する航空機、船舶に積み込むたばこの売り渡しについては規定の書類を保存している場合に免除するという規定にするものでございます。

12ページをお願いします。

附則第3条の2は用語の整備が主になりますが、第2項では法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の割合について、特例基準割合に1パーセントを加算するという規定から、平均貸付割合に0.5パーセントを加算するという規定に改めるものです。

附則第4条は字句の整備でございまして、14ページ中段の附則第6条から15ページの第8条までは改元に伴う元号を整理いたしまして、第8条では肉用牛の売却における個人町民税の特例の適用期間を3年度延長する改正でございまして。

附則第10条の2は、固定資産税の課税標準の特例に関する規定ですけれども、地方税法の改正に伴いまして適用条文を整理しまして、適用期限の切れた現行の第2項及び16ページの第5項を削除いたしまして、以下繰り上げまして第9項が第7項となり、第8項に特定水力発電設備を加えまして、特例割合を地方税法の参酌基準であります4分の3とし、以下繰り上げまして第16項が第15項となりまして、第16項として、水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内の土地の課税標準を地方税法の参酌

基準である3分の2とするものでございます。

以下23ページの第16条までは字句の整備と、改元に伴います元号を整備するものでございます。

23ページをお願いいたします。

附則第17条は、長期譲渡所得に係る個人町民税の特例に関する規定ですけれども、租税特別措置法の改正によりまして、第35条の3第1項を追加するもので、利用の程度が著しく低い土地を譲渡した場合の特例を加える改正でございます。

24ページにかけての附則第17条の2第1項及び第2項では、優良住宅地造成のために土地等を譲渡した場合の町民税の特例の適用年限が延長されたため、3ヶ年延長するもので、第3項につきましては、附則第17条の改正と同様に、租税特別措置法の改正に伴う適用条項の整備でございます。

26ページをお願いいたします。

第2条による改正でございます。第19条から38ページの第52条までは、地方税法等の改正によります引用条文の整備、字句の整備、一部削除による項及び号の繰り上げを行うものでございます。

なお、29ページ下段の第48条ですけれども、こちらは本改正条例第1条でも改正しておりまして、いずれも引用条文の整備でありまして、施行期日が異なるため、2段階での改正となっております。

35ページをお願いいたします。

訂正をお願いいたします。第50条の見出し、「法人の町民税の附則税額」とありますけれども、現行・改正案共に足りないの「不足」に訂正をお願いいたします。第2項の2行目、一番最後ですね、「又は第31項」の後に「1」が入ってしまっていますけれども、こちら削除をお願い致します。その2行下、真ん中に、「法人税割に係る附則税額」とありますけれども、この見出しと同じ「不足」、足りないという方の「不足」に訂正をお願いいたします。申し訳ありません。よろしくをお願いいたします。

それでは、続きましてですね、38ページをお願いいたします。

第94条は、たばこ税の課税標準について、第1条による改正の中で説明申し上げました、軽量の葉巻たばこについて、紙巻たばこと同等な税負担となるよう段階的に引き上げる改正の2段階めの改正でございます。ここで新旧対象表の現行としている規定が、第1条によります改正条文でございまして、0.7グラム未満の葉巻たばこを紙巻たばこ1本に換算するという規定を、1グラム未満の葉巻たばこを紙巻たばこ1本に改正するという規定でございます。

附則第3条の2は、延滞金の割合の特例に関する規定で、こちら本改正条例第1条では、延滞金の割合を平均貸付割合に0.5パーセントを加算するという改正をしてございますけれども、異なる施行期日で第52条第4項が削除されることに伴いまして改正

でございます。附則第4条は、引用条文の整理でございます。

41ページをお願いします。

第3条による改正でございます。こちらはですね、平成31年条例第11号の税条例の一部を改正する条例の一部を改正しようとするものでございます。第3条は、「又は寡夫」を「、寡夫または単身児童扶養者」に改める、という規定について、今回の改正条例第1条で、「寡夫」を「ひとり親」に改めるという改正を規定しているため、削除するものでございます。

42ページをお願いします。

附則第1条第4号及び第5号括弧書きの削除は、「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める規定を削除したことに伴いまして、削除するものでございます。

44ページをお願いします。附則第4条は、こちらも寡夫を改める規定を削除したこととともない削除するものでございます。続いて附則ですけれども、改正文のページ、本文にお戻りいただけますでしょうか。改正文の8ページなのですが、ページがふってありませんで申し訳ございません。8ページはですね、1行目に「第4条削除」とあるページでございます。

本条例の施行期日は、原則令和2年4月1日ですけれども、その他以下4段階の期日で施行することとしております。

第1号では令和2年10月1日、第2号では令和3年1月1日、第3号では令和3年10月1日、第4号におきましては令和4年4月1日を施行日とする規定でございます。

第2条から第7条は、いずれも経過措置に関する規定でございます。施行日前に適用するものは、なお従前の例によるものとする規定でございます。第2条は延滞金、第3条及び第4条が個人及び法人の町民税、第5条が固定資産税、第6条及び第7条はたばこ税に関する規定でございます。

新旧対照表にお戻りいただけますでしょうか。46ページをお願いいたします。

附則第8条による改正です。こちらは、平成27年条例第24号の税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。いずれも改元による元号の改正でございます。

48ページをお願いいたします。

附則第9条による改正でございます。こちらは、平成28年条例第20号の税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。こちらも改元による元号の改正でございます。

49ページをお願いします。

附則第10条による改正でございます。こちらは、平成29年条例第10号の税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。こちらも改元による元号の改正でございます。

50ページをお願いいたします。附則第11条による改正です。こちらは、平成30

年条例第12号の税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。こちら、最終54ページまで、改元による元号の改正でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案を承認することに、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第5 議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度鋸南町一般会計補正予算（第1号）について）」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。

専決処分のご承認をお願いいたしますのは、「令和2年度鋸南町一般会計補正予算（第1号）について」でございます。

本年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、全国一律に1人10万円を給付する「特別定額給付金事業」及び、児童手当受給世帯を対象に児童1人1万円を給付する「子育て世帯への臨時特別給付金事業」が国の補正予算に盛り込まれ、4月30日、可決されました。事業の目的である家計への迅速かつ的確な支援を行うため、関連予算7億6,456万4千円について、去る5月1日に専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会のご承認をお願いするものであります。

歳出から説明をさせていただきます。

予算書の7ページをお願いいたします。

2款総務費、1項、9目特別定額給付金給付費、1節報酬46万5千円及び、8節旅費5千円は、給付事務に従事する会計年度任用職員1名、3か月分の報酬及び通勤費を見込んだものでございます。

11節役務費中、振込手数料44万円は、給付金を本人等の預金口座へ振り込むため、4,000世帯分の手数料を見込みました。

同じ節の郵便料77万2千円は、申請書等の発送及び返信のための費用でございます。

12節特別定額給付金事務支援委託165万円は、給付金の支給対象者の抽出及び申請書の作成等を委託しようとするものであります。

18節特別定額給付金7億5,430万円は、1人10万円の給付金について、基準日本年4月27日における住民基本台帳に記録されている7,543人分を計上したものでございます。

次に、3款民生費、2項、1目児童福祉総務費、11節役務費6万9千円は、支給対象を350世帯と見込んだ郵便料及び振込手数料であります。

12節子育て世帯への臨時特別給付金事務支援委託41万7千円は、給付のお知らせ通知及び受給拒否申請書の作成等を委託しようとするものであります。

18節子育て世帯への臨時特別給付金600万円は、児童1人1万円、対象児童を600人と見込みました。なお、対象世帯は児童手当受給世帯となります。

6ページをお願いいたします。

歳入であります。歳出でご説明いたしました両事業は、費用の全額が国庫補助金の対象となりますことから、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金及び、5目総務費国庫補助金にて、それぞれ事業費及び事務費に対する補助金を計上いたしました。

以上で議案第2号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案を承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第6 議案第3号「固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

議案第3号「固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明を致します。

地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布され、4月1日から施行されるに伴い、本条例の一部改正をお願いするものであります。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

第6条第2項及び第10条第1項第2号において、法律の一部改正に伴い、法律の名称及び引用条項を改正をするものであります。本条例は、公布日から施行するものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第7 議案第4号「鋸南町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

議案第4号「鋸南町教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

地方広域行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会のご同意をお願いいたします方は、住所、鋸南町中佐久間946番地、氏名、山野正人、生年月日、昭和36年5月7日、任期は令和2年5月24日から令和6年5月23日までの4年間でございます。なお、参考資料といたしまして、職歴をお手元に配付をさせていただいております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11番 笹生正己議員。

○11番（笹生正己）

当人がいけないとか良いとかっていう問題ではないのですが、この、今、挙がっている山野氏は初めて教育委員に選ぶ時に、お子さんが就学中の親御さんを選ぶということになったかと記憶していますが、これは、今まだお子さんは就学中なのでしょうか。

○議長（青木悦子）

教育課長、福原規生。

○教育課長（福原規生）

現在もですね、高校生のお子さんがいらっしゃいます。

○11番（笹生正己）

わかりました。

○議長（青木悦子）

他に質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩をします。議員各位は、自席でお待ちください。

…………… 休 憩 ・ 午前 10 時 39 分 ……………
…………… 再 開 ・ 午前 10 時 40 分 ……………

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開いたします。

山野正人氏におかれましては、教育委員となることが同意されましたので、報告します。

山野正人氏から挨拶をしたき旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

山野氏は壇上をお願いいたします。

○教育委員（山野正人）

こんにちは。山野正人と申します。前任の三瓶さんからの後の1年半と、2期教育委員を務めさせていただいてきました。もう1期教育委員をとということをしていただきましたので、頑張っていきたいと思えます。鋸南町の子どもたちのために、そして、先生方が実力を発揮しやすい環境を誠心誠意頑張っていきたいと思えますので、皆様のご指導ご鞭撻をいただいているながら頑張りたいと思えますのでよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（青木悦子）

山野教育委員には、今後とも鋸南町の教育行政のためご尽力いただきますようよろしくをお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第8 議案第5号「鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

議案第5号「鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。地方税法第423条第3項の規定により、議会のご同意をお願いいたします方は、住所、鋸南町下佐久間2760番地、氏名、池田博幸、生年月日、昭和23年3月31日、任期は令和2年5月18日から令和5年5月17日までの3年間であります。なお、参考資料といたしまして、職歴をお手元に配付させていただいております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

◎閉会の宣言

○議長（青木悦子）

以上で本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって令和2年第3回鋸南町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。上着の着用をお願いいたします。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… 閉 会 ・ 午前 1 0 時 4 4 分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 2年 6月 9日

議 会 議 長 青 木 悦 子

署 名 議 員 大 塚 昇

署 名 議 員 小 藤 田 一 幸